

愛川町教育委員会

平成22年4月12日

愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 22 年 4 月 12 日 (月)
午後 2 時 00 分から午後 3 時 40 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 201 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 教育長報告事項について
(1) 教育長報告事項
(2) 平成 22 年度教職員配置状況等について
(3) 平成 22 年度教育委員会事務局職員人事異動について
日程第 3 愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について (議案第 1 号)
日程第 4 平成 23 年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択
に係る愛川町教育委員会の方針について (議案第 2 号)
日程第 5 その他
(1) 教育委員会表彰の役割分担について
- 4 出席委員 教育委員長 足立原 威
委員長職務代理者 岡本 弘之
教育委員 平田 明美
教育長 熊坂 直美
- 5 欠席委員 教育委員 八木 一郎
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 沼田 卓
教育総務課長 河内 健二
生涯学習課長 大八木 尚一
スポーツ・文化振興課長 近藤 史朗

教育開発センター指導主事
教育総務課副主幹

佐野 昌 美
佐藤 貴

◎開会

- （足立原委員長） ただいまから定例教育委員会を開催しますが、法律の定めにより、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決をすることができないとされております。

ただいまの出席委員は4人であり、定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会定例会は成立いたします。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （足立原委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （足立原委員長） 次に日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第2、教育長報告事項についての説明をお願いしたいと思います。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

- （足立原委員長） ただいま教育長報告事項がございましたが、それについて何かご質問等ございましたらお願いします。

- （平田委員） 愛川町の愛子連のほうなんです、私が以前在籍したころより、いろんな方たちと愛子連の存続の是非の意見がありましたが、今現在、子供会に入らっしゃらない、

地域の方たちというのは、どのくらいの数があるんですか。

○（足立原委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 愛子連の組織自体は、一番基本的には単位子供会がありまして、それが30ということで、その上部団体、連絡協議会ということですので、本部のほうは理事がいます、各小学校区に数名ずつ理事がいます。かつては、単位子供会の会長さんが自動的に理事という形をしておりましたが、なかなか単位子供会の会長さんは出ることが多過ぎるというような話がありまして、平成十二、三年ごろでしょうか、いろいろ検討がなされまして、現在は愛子連の本部のほうは青少年指導員さん、そのほかPTAの会長さんの経験者、あるいは昔、単位子供会の会長さんをやった方とか、そういう方が中心で、全く単位子供会の役員さんは本部には入っておりません。本部のほうの考え方は、単位子供会が活動がしやすいように相談をし援助をしようと、そういう形に今なっております。現に子供会があつて加入していないところも幾つかございます。それについては、連絡を取り合いながら、どうしようということは説明をしております。そのほか、先ほどちょっとふれなかったんですが、六倉では1団体が復活をいたしました。その子供会の役員さんは、保護者ではありません。かつて役員をやって、自分が子育てが終わって時間ができたから、地域のつぶれちゃった子供会を建て直そうということで、地域に働きかけて立ち上げていただいたのがございます。

そういう意味で、なるべく子供会は存続をしていこうという方向に動いているわけです。幾つかのところでは、育成会がそのまま既に子供会を担っているというところがございます。桜台でも聞くところによりますと育成会のほうで担おうかということで今進んでいるということで、現在育成会が担っているところは、中津第二小の学区、大塚、春日台、上熊坂の北原という地域なんですが、この3つは育成会が子供会をやっている、そういう状況でございます。少しずつ復活をしていきたいということで動いておりますので、その後続けたいと考えておりますが。

○（足立原委員長） 岡本委員。

○（岡本委員長職務代理者） 直接関係ないですけども、桜台が出ましたので、桜台は子供会はなくなっちゃったんですよ。子供が減っちゃって、あと親が役をやりたくないということですね。続けていいですか。

○（足立原委員長） どうぞ。

○（岡本委員長職務代理者） それで今、育成会の中に子供会議というのを設けて、それでやっついこうということで、ただ、名簿すら集まらないんですよ。小学校と協議してもらって

名簿をつくりたいと言っても、やっぱり教えてくれないですね、小学校も。どうして教えられない。幾ら個人情報といっても、そういうことが弊害で地域の活動ができなくなる現象が起きている。学校に相談に言って、せっかく、子供会がないから小学校に入学したお子さんの名前と住所だけでも教えていただいて、それで手紙を出してやろうということで育成会の方は一生懸命始められたんですよ。学校に相談に行ってきたさいということで役員の方が行かれたんですけども、教えてくれないですね。個人情報で。コピーをいただきたいと言ったらいいんですね。そうしたら、コピーはだめですよ。そんなことまでしてせっかく子供の活動のためにはできないのかと、聞いていると情けなくなりますね。個人情報とか、そういう法律的なものはありますけれども、今はいろいろなものが、そういうボランティア活動の弊害になっている面もあるのかなという思いがしていますね。余りにも個人情報に神経質になっちゃっている。それを感じます。でも何とかなくさないで、愛子連に入ってやろうという形では進めることにしているところです。

○（足立原委員長） 教育長

○（熊坂教育長） 名簿の件なんですけど、小学校へは連絡を春休み中には入れていまして、子供たちの状況をつかめるような便宜を図ろうということにはなっておりますので。桜台も会長自身か、岡田さんが連絡をとって、校長先生からは協力はいただけるという話をいただいたということをお聞きしておりますので。

○（足立原委員長） ほかに教育長報告事項について。平田委員。

○（平田委員） 今の愛子連が特に力を入れて町内共通して小学校児童達に関っているのが特に子供フェスティバルと認識しています。いづれにしても役員等の重複で大変な時期が10年前頃あった覚えがありますので、態勢が変わった愛子連で保護者の役目が減った事に安堵します。

○（足立原委員長） 岡本委員

○（岡本委員長職務代理者） 別の件ですけども、4月5日の小学校の入学式に参加させていただいたんですけども、午前中、小学校、中学は愛川中学、それから小学校は第2小学校入学式ですから時間も短く行われたんですけども、そのとき気になったことは、小学校で、小学校については私わからないんですけども、入学式であるのに生徒の呼名をしないんですね、一人ひとりの呼名を。何のための入学式だかわからないでしたんですけども、せっかく義務教育が始まる最初のスタートで、親御さんも来ている晴れの舞台上、子供さんの名前を呼ばない入学式なんて何のための入学式なのか、本当に憤慨したんですけども、愛川

町ではずっとそうなんですか。

○（足立原委員長） 教育長

○（熊坂教育長） 従来やっているところもありますし、いろんな事情でやるのを差し控えているところもありますので、特にやりなさいという規定はしておりませんので、学校の判断で行っております。

○（岡本委員長職務代理者） ちょっといいですか。見ていると、校長先生がお戻りになって、歌を歌って終わりですよ。今の子供たちは、保育園でしっかりある程度訓練されていますから、ちゃんと呼ばれて呼名で立つとか、そのぐらいきちんとできると思うんです。親御さんもせっかくお子さんの義務教育の始まる式のスタートのところに、入学式でおいでになっているんですよ。そのときに主人公である子供の名前は呼ばれない中で入学式が行われるなんていうのは何なのかなという、非常に疑問を持ったんですけれども。

○（熊坂教育長） また、校長会議でその辺の事情は確かめてみたいと思いますが、呼名して立つのに、親がどう感じるかという部分がひとつある子供たちもいますので、その辺の影響かもしれないんですが。

○（岡本委員長職務代理者） 呼名ですよ。

○（熊坂教育長） 返事もできない子も、中にはありますので。

○（岡本委員長職務代理者） いや、でもおかしいですよ、それは。

○（熊坂教育長） それは、ですから、よく校長と話をしてみますので。

○（岡本委員長職務代理者） だから各校長先生に理由を聞きたいと思うんですよね。どうしてなんだという、はっきりとした理由があるのか。かつてはやっていたのか、何時頃やめたのか。何かクレームがついたからなんでしょうね。

○（熊坂教育長） まあ、事情があったと思いますね。

○（岡本委員長職務代理者） 中学校は、ちゃんと呼名して立っていますよね。

○（熊坂教育長） 今は立っていますね。

○（岡本委員長職務代理者） 中学校だって、体が悪いとかで立てない子がいますよね。なぜ小学校が最初のスタートなのに呼名をしてあげないのか、それで祝ってあげないのか、大変、私は不思議に思いましたね。義務教育ですから。それを平気で小学校の校長先生も教頭先生もおやりになっている。その理由がはっきりしない。町民の方は知らないでしょう、町民の方は、入学式で呼名をしてないということと呼名をしているところもあるんですか。

○（熊坂教育長） やっていたところもあると思いますが、直接僕は全部見てはいませんので、

中津小に二、三年前行ったときにはやっていましたね。

- （足立原委員長） 平田委員。
- （平田委員） 私が知る限りの小学校では私の在籍中、確か最初の時から呼名はしてません。
- （足立原委員長） どこに行かれたとき。ことし。
- （平田委員） ことしは呼んでいません。
- （足立原委員長） ほかは、どこをやっておられたんですか。
- （平田委員） ほかの小学校は行っていませんが、ですけど、私の出席した、中津小は呼名はしていません。ただ、私はPTAの会長をやっているところに、会長の挨拶は、極力短い内容で話さないと子供たちは、あきてしまうという点を気にとめて会長挨拶を行ってた状況です。現場に応じてですね。
- （岡本委員長職務代理者） 20分位で終わると思うのですが。
- （平田委員） 小学校の規模に応じて入学児童数も違いますが、例えば100名位の入学児童を迎える小学校では一人一人の呼名は大変だと思います。
- （足立原委員長） PTAの要望があったの。
- （平田委員） PTAの要望等で呼名の是非はありません。現場の先生方が決める事ですので、入学時の児童を見る限り、かなり大変な状況と私は思います。呼名する時間位の我慢も「躰」の意味・基本的な意味もよくわかりますが、今まで経過して来た児童達の一人一人の内容も異なると思うので、一人二人が騒げば連鎖反応で騒ぎ出すのが現場です。明るく楽しい小学校生活をスタートさせる方向で先生方は取り組んでられるのでは、ないでしょうか。短い時間を有意義に利用して。
- （岡本委員長職務代理者） 保育園でも、卒園式で呼名していると思うんです。ちゃんと幼稚園でも。なぜ小学校の義務教育のスタートの入学式に呼名しないのか、不思議ではない。かえって今だと保育園とか幼稚園はしっかりやっているようですよ。小学校という義務教育の9年間のスタートで、呼名してあげないのは、私は本当にわからない。個人的な感情として、わかりません。
- （足立原委員長） また校長に聞いてみまして、その辺のことは報告をしていただきたいとします。よろしいでしょうか。
- （岡本委員長職務代理者） 私は個人的なことで、ちょっとそういう疑問に感じたという意味で言っていますので。
- （足立原委員長） それでは、ただいま報告事項（1）の教育長報告事項についてでござい

ますが、続きまして（２）の平成22年度教職員配置状況、それから（３）の平成22年度教育委員会事務局職員人事異動についてを議題といたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 平成22年度教職員配置状況等についてでございますが、資料2をごらんいただきたいと思います。

2月に、2月時点での状況をお話をしたかと思いますが、それ以降、若干の変更がございましたので、ご説明をいたしたいというふうに思います。

まず中津小でございますが、規定の学級数は18学級ですが、小人数学級を行うということで、19学級で今期はスタートいたしております。

それから高峰小は変更がございませんでした。それから田代小学校は、5年生が41名になりまして2学級編成になったということで、普通級が1学級増になっております。

次に半原小学校ですが、半原小学校は普通級が既にお話ししましたが、13とお話ししてあるかと思いますが、4年生が81名になりまして2学級と、それから5年生で小人数学級を行うということで、合わせて2つ多くつくってございます。

それから中津第二小学校は、4年生で小人数学級を行うということで、普通学級数は次年度は15ということで行くと。それから同じく菅原小学校も小人数学級を5年生で行うということで、1学級増になっております。合わせまして、小人数学級での増が4、それから児童数がふえましての学級の増が2ということで、合わせまして6学級ふえたこととなります。

それから、中学のほうでございますが、普通級につきましては、いずれもこの学級数でございますが、愛川中学校が小人数学級を行うということで、本来なら3学級のところを4学級で行うというようなことです。そういうことで、当初の予定では34学級を予定しておりましたが、35学級で動いてございます。

以上が2月の時点から変わったところでございます。

続きまして、資料3をご覧いただきたいと思いますが、この新年度の人事異動で、教育委員会のほうでも人事異動がございました。資料の例でいきますと、教育次長が沼田教育次長にかわって、それから河内課長が参事で、続きまして、主なところでは生涯学習課長長嶋課長が水道事業所長に生まして、その後任としてスポーツ・文化振興課の大八木課長が着任でございます。それからスポーツ・文化振興課のほうでございますが、かつてスポーツ・文化振興課の主幹をしておりました近藤課長が着任をいたしております。それぞれ、かわりましたものから一言ずつごあいさつをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいた

します。

- （沼田教育次長） 教育次長になりました沼田でございます。今までは、産業経済部のほうにいまして、ここで教育次長ということでございますけれども、ちょうど9年前に7年間ぐらい教育委員会でお世話になっておりまして、当時は教育総務課長をやらせていただきました。よろしくお願いいたします。
- （大八木生涯学習課長） スポーツ文化振興課よりの異動です。よろしくお願いいたします。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） 近藤と申します。課長職ということで、戻ってまいりました。4年前にも5年間ほどスポーツ振興班を担当させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。
- （足立原委員長） ありがとうございます。それでは、ただいま教職員の配置状況と、それから教育委員会内部の人事異動について説明がございました。これについて何かご質問ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。
よって、教育長報告事項については教育長報告のとおりご承認願います。

◎日程第3

- （足立原委員長） それでは、次に日程第3、議案第1号「愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。
提案者の説明をお願いします。
教育長。
- （熊坂教育長） 提出議案第1号でございますが、先ほど話をいたしましたように、4月6日の表彰選考委員会で、今年度の被表彰者の採択が行われました。内容につきましては、担当のほうからご説明申し上げますので、ご審議の上お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。
教育課長。
- （河内教育総務課長） それでは私のほうから、「平成22年度愛川町教育委員会表彰候補者推せん名簿」に基づきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。
まず、この推薦候補者の選考ということで、お手元の議案第1号「愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について」ということで、お手元に資料がついてございます。その名簿につ

きましては、後ほど決めるということでお聞きいただき、初めに、その表彰するに当たりましての審査方法等につきまして、先に概要を説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料が2部ほどございまして、表彰の規程とそれから表彰の実施要領ということで、お手元に配付をさせていただいております。それに基づきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、表彰の規程をお出しいただきたいと存じます。その表彰の規程でございますが、趣旨ということでは、愛川町教育委員会の管内の団体及び個人の業績を表彰することに関し、必要事項を定めるものとするという規程でございます。それと表彰の範囲ということで第2条で定めがされております。

その範囲でございますが（1）学校教育、社会教育及び文化の振興、研究または改善に勤め、特にその功労が顕著な者ということでございます。（2）でありますと、職務に専念し、その勤務成績優秀な者ということでございます。（3）で、通常模範と認められる行為があった者、（4）で、その他表彰に値すると認められる者ということでございます。

それで、3条は飛ばさせていただいて、表彰の選考については委員会選考で、教育委員会の会議に諮り決定するというところで本日ここに提案をいたしたものでございます。そして、この表彰選考等については、表彰選考委員会を設置をしまして、選考等をいたしてございまして、先ほど教育長が説明したようなことございまして、4月6日に選考委員会が持たれたということでございます。

次に、もう少し具体的な表彰等の実施要領について、そのポイントになるところについて説明をさせていただきたいと思っております。

次に、要領をお出しいただきたいと思っております。それでは、要領の第1条でございますが、趣旨でございます。愛川町教育委員会表彰規程第6条の規程に基づきまして、これは先ほど規程の中で一番最後に、委員規程がございまして、その6条の規程に基づく委員規程に基づいて、その実施について必要事項を定めているものでございます。

表彰対象ということでございまして、ここから具体的に表彰対象となる方の例を条文化しております。表彰対象は、規程第2条各号のいずれかに該当する者ということで、先ほど（1）から（4）の表彰の範囲を説明させていただきましたが、本要領の基準によるものとするということで、ここで具体的にその表彰の範囲を定めをいたしてございます。

ただし書きでは、金品の寄贈者を除く同一事項について、かつて国、神奈川県、神奈川県教育委員会または愛川町、愛川町教育委員会の表彰を受けた者及び受けようとする者は除く

という規程がございます。

次に第3条で、表彰候補者の範囲でございます。第2条各号に定める表彰候補者の範囲については、次のとおりということございまして、(1)が町立小中学校その他教育施設関係の職員、それから(2)では、教育もしくは文化関係団体及びその構成員、(3)ではその他愛川町の教育、文化及び学術振興に寄与した個人及び団体ということでの表彰候補者の範囲を定めてございます。

次に、推薦の基準でございます。ここからは具体的にその推薦等を、各団体等から上げていただくためにも、この基準を定めてございまして、その基準に基づきまして推薦等をいただき、またこの基準に基づいて審査をいたしているという経緯がございますので、これはもう一回確認のために、ご説明をさせていただきます。

この(1)でございますけれども、規程第2条第1号でありますと、学校教育、社会教育及び文化の振興、研究会または改善に努め、特にその功労が顕著な者ということの規程でございます。そこにおいては、アとして、学校教育において実践的教育の振興に努め、顕著な業績を上げた者、イとしては、個人的研究により学術上または教育上大きな業績を上げた者、ウとして社会教育関係、これは幼児教育、青少年教育、成人教育、それから視聴覚教育等ということで、多年にわたり尽力し、その業績が特に顕著な者ということ。エとしては、社会的団体、これは婦人団体、青年団体——これは青少年団体ということでご理解いただきたいと思えます——子供会、それ母親クラブ関係ほかということで、そして民主的に運営され、会員の資質向上を図るとともに、多年にわたり社会教育振興に著しく寄与した団体。オとして、スポーツ団体として、民主的に運営され会員の資質向上を図るとともに、多年にわたり社会教育の振興に著しく寄与した団体。カとしまして、裏面でございます。文化関係、これは芸術、芸能、娯楽、文化財保護等、多年にわたり尽力し、その業績が特に顕著な者。キとしては、文化関係団体、これも芸術団体、芸能団体、娯楽団体、文化財保護団体等として民主的に運営され、会員の教育資質向上を図るとともに、多年にわたり文化の振興に寄与した団体である。

それで、クとしましては、今までアからキの間に、多年という言葉等が出てきたわけですが、その多年の具体的な年数等をここで規定をしております。クですと、前期事項中「多年」とは、その業績が一地域にとどまるものではなく、県内または町内一般に広く及ぶようなものは8年以上、地区活動については10年以上ということの定義があります。したがって、8年もしくは10年ということとさせていただきますということになるかと思いま

す。ケとして、その他「ク」に定める年数にかかわらず、社会教育及び文化振興上大きな業績を上げた者ということで、年数にとらわれずして、ここで大きな業績を上げた者ということで、特別な業績ということでご案内をいただくものではなかろうかと思えます。

次に（２）でありまして、規程第２条第２号の該当者ということで、平素の勤務成績及び他の職員との協力関係も優秀で、次に列記されるものであることというところでございます。アでは、町立小中学校に勤務する職員で、すぐれた識見と技能が極めて卓越し、積極的な活動をもって他の職員の指導啓発に寄与した者。イでは、教育施設関係職員で、適切な企画と効果的实践により施設の効率的な運営を図り、施設利用の向上に寄与した者ということで、学校関係あるいは教育関係施設ですね。例えば文化会館だとか公民館だとか、そういうものはイのほうに該当しているということでありまして。また、あるいはスポーツ等の関係の施設ということで、町立体育館や三増公園陸上競技場などが含まれているということでございます。

（３）でございますが、規程第２条第３号の該当者については次に列記される者であることということで、アとしては、学校管理下における非常災害の際に、児童生徒等の事故を身を挺して未然防止した者ということです。イとしては、社会教育に関する事業の実施中における非常事態の際に、町民の事故を身を挺して未然に防止した者。ウとして、適切な措置により教育施設、備品等の保全に貢献した者。エとして、スポーツまたは文化活動において国または地方公共団体が主催、共済または後援する大会などにおいて優秀な成績をおさめた町民または町内の団体で次のいずれかに該当する者ということで、ただし書きには、プロ選手は除くということでございます。したがって、アマチュアということになります。

そして（ア）でございますが、神奈川県大会では１位の成績をおさめた者。（イ）としては関東大会等のブロック大会において、３位以上の成績をおさめた者。（ウ）としては全国規模大会において、上位入賞の成績をおさめた者ということで、上位の入賞というのは、６位とか、あるいは場合によっては８位ということでの入賞以上の成績ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

次のページに移りまして、（エ）では、日本を代表して国際大会に出場した者、（オ）としては、国際大会において上位入賞の成績をおさめた者ということです。

続いて（４）でございますけれども、町立中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として１０年以上勤めた者については、規程第２条第４号の該当者として扱うものとするということございまして、この第４号というのは、その他表彰に値すると認められる者というの

が必要とされておりますので、これが（４）、（５）、（６）になるわけですが、次に（５）で教育文化振興を目的とする教育委員会及び町立小中学校等への善意の寄附、金額等でいいますと、個人にあつては30万円以上100万円未満及び法人または団体にあつては100万円以上200万円未満の金品をとということでございまして、大きなものについては、規程第2条第4号の該当者として扱うものとするということでもあります。

（６）厚木地区私立幼稚園協会役員として10年以上務めた者ということで、これは町内の関係者に限るということでもあります、町内の幼稚園等に勤務し役員として務められた者を規程第2条第4号の該当者として扱うものとするということでございます。

次に、最後になりましたが第5条、候補者の推薦でございますけれども、表彰者の推薦は、毎年教育委員会が定める期日までに別紙様式1により、教育委員会の委員長あてに推薦するものとするということでございます。ただし書きについては、初年度に限り8月31日とするということございまして、今回は平成21年度に業績等のあつた者等について、22年4月29日に教育委員会表彰式を挙げる予定でございますので、そこで表彰するに当たって推薦をいただいたということで、これから別記の、先ほど議案の裏面にあります各候補者の名簿について、説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは戻っていただきまして、議案第1号の2枚おめくりいただき、A3の縦版で見ていただきたいと思ひますが、「平成22年度愛川町教育委員会表彰候補者推せん名簿」というところでございます。この点については、表彰選考委員会を4月6日に開催をいたしまして、その資格、関係団体等から推薦があつた者をこの委員会で審査をしまして、このような報告がされたとういことでございます。

全部で17の個人と、それから2つの団体ということで19の個人・団体ということになります。

それでは、初めに順番を追ひまして説明をさせていただきたいと思ひます。

1番でございます。佐藤泰一さんでございます。半原にお住まいの方でございます、年齢等についてはそこに明記されておりますので、見ていただきたいと思ひます。それで功労概要を申し上げますと、スリーエークラブ役員として、これは絵をかくグループでスリーエークラブという名称で、この役員として通算10年ということでもあります。この役員の内訳については、監査それから会長ということでございまして、監査が6年、会長が4年ということで、通算で10年でございます、該当条文中で第4条第1号カということで、10年以上の文化関係団体の役員としてということございまして、10年以上に達しているということで、

結果としては採択での結果でございます。

続きまして、2番の小島訥央さんでございます。やはり半原にお住まいでございます、この方の功労概要を見ていただきますと、愛川ばら会役員としてということでございまして、この3月で12年8カ月になるということでございます。そして監査役をばら会の役員ということではお務めでございます、該当条文については、第4条第1号カということでございます。文化関係団体の推薦、体育協会からの推薦ということになります。

続いて、3番の古川アヤ子さんでございます。この方は厚木市のまつかげ台にお住まいでございます。功労概要を見ていただきますと、みなかみ短歌役員ということでございまして、具体には、運営委員兼編集委員ということで、平成7年4月から現在までの14年間ということでございます。同じように、該当条文は、第4条第1号カに該当をいたすものでございます。

続いて、4番目の水上寛裕さんでございます。この方については、八王子にお住まいでございます、功労概要は、神奈川ふだん記役員ということで、編集顧問をお勤めいただいております、昭和52年4月からということで現在まだお勤めでございます。期間としては32年ということでございます。やはり該当条文については、第4条第1号カに該当するというところでございます。

続いて、5番の清水チカ子さんでございます。角田にお住まいでございます。功労概要は、照心書道会役員として、通算11年でございます。監査役が4年、会計が6年、監査役が1年ということで11年ということになりまして、該当条文としては第4条第1号カに該当するというところでございます。

続いて、6番の柳川秋子さんでございます。中津にお住まいの方でございます、功労概要で愛川舞踊協会役員ということで通算12年、その内訳としましては理事が5年、それから副会長兼会計ということで現在までお勤めということで7年で、通算12年になりまして、該当条文については、第4条第1号カということで1番から6番の人については、該当条文第4条の第1号のカということで、文化協会等からの推薦ということでございます。

続いて、7番の森誠一さんでございます。半原にお住まいでございます、功労概要は町社会教育委員として8年11カ月ということでございます。森さんについては、町社会教育委員の議長お勤めということでございまして、それで該当条文については、第4条第1号ウに該当がするというものでございます。

続いて、8番の久保田弘さんでございます。やはり中津にお住まいの方でございます、

こちらについては、功労概要に町ソフトボール協会役員ということでございまして、これは理事長を平成8年から現在までということで、14年間ということになっています。該当条文については、第4条第1号のウに該当するということでございます。

続いて9番の近藤恵代さんでございます。中津にお住まいでございまして、功労概要では町レクリエーション協会役員として、副会長でございますが平成9年4月から現在までということで13年ということでございます。該当条文は、第4条第1号ウということでございます。

続きまして、10番の菊地原賢一さんでございます。三増にお住まいでございまして、功労概要につきましても久保田さんと同様に町ソフトボール連盟役員ということで、通算14年、理事を4年の理事長を10年ということでございます。通算が14年です。該当条文については、第4条第1号ウということでございます。

続いて11番でございます。吉岡則天さんでございまして、中津にお住まいでございます。この方については、功労概要に町スキー協会の役員ということで、具体的には副会長を10年お務めということでございます。該当条文については、同じ第4条第1号ウということです。

続きましては、以下、青少年健全育成会役員でございまして、12番丸山弘行さんでございまして、半原にお住まいでございます。この丸山さんについては、功労概要に説明されてありますように、原白区青少年健全育成会役員ということで、通算11年でございます。具体的には実行副委員長、それから企画委員長、これは青少年健全育成会の役職名ですね。それから理事、監査ということでの具体的にはそこに説明してありますような年数でございまして、通算11年になりますので該当条文、第4条第1号ウに該当するということでもあります。

続きましては、13番の小沼朝男さんでございます。中津にお住まいの方で、こちらは上熊坂青少年健全育成会役員として通算11年でございます。やはり具体的にはそこに説明されておりますように、体育部それから事務局、それから副会長、会長ということで、通算が11年になったということでございまして、該当条文については丸山さんと同じ第4条第1号ウに該当するものです。

続いて、14番の熊坂英雄さんでございます。やはり中津にお住まいでございまして、小沼さんと同じように、上熊坂青少年健全育成会役員ということで、年数も同じで通算11年、そして具体的には事務局、会計、副会長、会長、事務局長ということで11年の通算在籍になりまして、小沼さんと同じように第4条第1号ウが該当条件になるということです。

続いて、15番でございますが、中村玲子さん、春日台にお住まいでございます。功労概要

で見ていただきますと、中津第二小学校子供遊び塾ボランティア講師ということで、この講師の期間につきましては、平成11年4月から現在まで11年間をお勤めされたということでございまして、これは中津第二小学校の校長のほうから推薦でございます。第4条第1号ウに該当するということでの推薦がされたということで、審査会では採択ということでございます。

次に16番ですが、近藤旭さんでございます。田代にお住まいでございます。今、年齢は13歳ということ。功績概要は、通信陸上神奈川県大会で100メートル第1位ということで、以下、関東中学校通信陸上競技大会で男子1年で100メートルで第5位、それから全日本中学校通信陸上協議大会男子1年で100メートル第3位、それから、ジュニアオリンピック陸上競技全国大会C男子100メートル第1位ということで、新聞等にも報道がされたかと思いますが、このような成績をおさめられたということで、該当条文は第4号第3号エに該当するということでございまして、これは愛川中学校の校長のほうからの推薦ということでございまして、該当条文に該当するということで、選考委員会においても採択ということでの結果をいただいているものでございます。

続きまして17番、齊郷浩之さんでございます。町田市にお住まいでございます。こちらの齊郷さんについては、功労概要に厚木地区私立幼稚園協会役員ということで、通算10年ということでございます。そして具体的な役職等については、会計を2年、それから事務局長、それから総務部長、副会長ということで、通算で10年に達したということで、該当条文については、第4条第6号に該当するということでの推薦でございます。そして10年以上ということに達していますので採択ということで、選考委員会からのご報告でございます。

続いて18番、「おはなし ぱれっと」でございます。これはグループになりまして、それで功労概要を見ていただきますと、高峰小学校の児童に「読み聞かせ」活動を通して図書に親しむことや、読書の楽しさにふれる機会をつくり、豊かな心をはぐくむことに尽力をしたということでございまして、活動期間については平成11年6月から現在までということで、10年に達したということで該当条文、第4条第1号エで推薦がされたということでございます。これは高峰小学校の校長からの推薦でございまして、参考に昨年は半原小学校でというようなことで、読み聞かせ活動をということでその団体が表彰された例がありますので、それに準じて今回は高峰小学校のほうから推薦をいただいたということでございます。したがって、選考委員会のほうにおいても採択ということのご報告です。

最後に、19番、「カルソニックカンセイ」でございます。これは株式会社厚木工場という

ことですが、ご存じのように住所については中津でございまして、功労概要を見ていただきたいと思いますが、町サッカー協会発足以来、自社のグラウンドを無償で開放し、町社会体育の振興に寄与したということでございます。その期間を申し上げますと、開放期間ということで昭和56年4月から現在まで29年間ということでのものがございます。該当条文としては、規程第2条の表彰の範囲で今回表彰に値すると認められるもの、さらには実施要項では第4条を適用させていただき、こちらのほうについては年数等、また町の社会体育の振興に大きな功績を残されたというようなことでの評価をいただきまして、この表彰選考委員会のほうにおいて採択ということでのご報告であります。

以上が、4月6日に選考委員会を開催をいたしまして17個人、それから2団体ということで、結果のほうについては、すべてが採択ということで委員会としての決定がなされておまして、本日この教育委員会のほうにご報告をさせていただくものでございます。よろしくご審議いただきまして、お認めいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○（足立原委員長） ご説明ありがとうございました。

これより、審議に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら。

平田委員。

○（平田委員） 選考委員にされる方々というのは、どういう方々を選考委員にされるんですか。

○（足立原委員長） 教育総務課長

○（河内教育総務課長） 平田委員さんについては、申し訳ございません。実施要領で、先ほど2番目に説明しました要領を紹介させていただきたいと思っております。その第6条の3ページに表彰選考委員会組織の規定がございまして、先ほど説明を申し上げなかったのですが、この委員会がその選考委員会組織に位置付けられるものでございます。その構成メンバーということで（1）に記載されていると思っておりますけれども、次の職をもって組織をするということで、たまたし、その職にある者が欠けるときには教育委員会が指名する者がその職務代理をするということで、以下ここに社会教育委員会の議長ほか、最後に副町長及び教育長ということで、14名のメンバーがその選考委員会の委員になるということです。したがって、この14名の構成する選考委員会をこの4月6日に開会をさせていただきまして、そこに審査をお願いをしまして、それで、その委員会からの報告が先ほどあったようなことになっ

てございますので、ご理解いただきたいと思います。

○（足立原委員長） 岡本委員。

○（岡本委員長職務代理者） 不勉強で失礼ですけれども、こちらには号ってないんですよね。第何号という。こちらは全部号なんですよ。第4条第1号。こっちは第4条（1）とかになっている。これは。

○（足立原委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） こちらの実施要領の条文で、例えば第1条とございまして、そこに記載されているのが、第4条第1項で、そのカッコ書きの（1）とか（2）、（3）というのが、条文上でいきますと1号、2号、3号ということになります。そういうようなことで、公文書作成上の決まりに基づいているものであり、大変恐縮でございますが、この名簿のほうについては、そういうようなことで該当条文を記載をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○（岡本委員長職務代理者） そういう変わっているというのは、何か意味があるんですか。

○（河内教育総務課長） それは、いわゆる条文の解説をそのようにということで規程上はございまして、そういうようなことでこの該当条文についてもそのように表現させていただいたというものでございます。

○（岡本委員長職務代理者） わかりづらいですね。何の意味があるのか。わざわざ書いてあるからね。やっぱり我々はわかりません。そういう意味だということですね。

そこはもう一点ですけれども、ことしの表彰ではなかなか皆さん頑張っておられると思うんですけども、これを見ますと、第4条のカの方が6名、第4条ウの方が9名いますね。大半が第4条のカとウなんですよ。そういうのが地元の青少年とか、いわゆる地域に密着した、それで意味があると思うんですけども、2枚目に初めて、何回かこれは、こういうときこうやってですが、ことしは第4条第3号とか、その下の6号とかが出ていて、それで出てこなかったような被表彰者が出ているなということ、それはいいことだなというふうに思うんですけどもね。ただ、この1枚目はほとんど同じようなあれで、この表彰規程を読むと、かなり崇高なんですよ。この愛川町教育委員の表彰者の対象というのが。だから、そういう中であって、やっぱり対象となる方がかなり限界に数の上できているのかなという思いがします。教育委員会の表彰で、こんな大勢いられるのかなという思いも一方でします。

○（足立原委員長） ほかには。では、私のほうから。これで文化関係、体育関係の方々の表彰候補者として挙がっているわけですけれども、文化関係のこういう団体はどのくらい今あ

るか、体育関係の団体は今どのぐらいあるか、わかりますか。

近藤課長。

- （近藤スポーツ・文化振興課長） 文化協会は25団体で、体育協会が23団体となっております。失礼しました。体育協会としましては22団体、文化協会としましては22団体。確認してから、ご報告させていただきたいと思います。
- （足立原委員長） 私が何でもこういうことをお聞きしたかと言いますと、ここに上がっている団体は、それぞれあるわけなんですけれども、例えば、照心書道会というのは随分古い団体かもしれませんけれども、これは愛川町だけの団体ではないと思うんですね。そういう団体もあるし、これも神奈川県全体の組織の中にあるのかななんて思うんです。こういうところまでも。みなかみ短歌会も、これはたまたま厚木市の方が表彰される。そういう団体の、できれば我々は愛川町独自でいいのかなと思うんです。ちょっとそんなことを感じましたので、そこをね。
- （熊坂教育長） 二十二、三の団体の文化協会に加盟しておりますが、その団体が単独というわけではないんですね。例えば舞踊協会というのがあるんですが、その中にはまた6つぐらいの団体がありまして、それで協会というものが成り立って、さらに上ができていると。そういう中で、例がありました照心書道の関係も、町の書道協会の中に加盟をしていると、そういう関係で今回推薦があがってきております。
- （足立原委員長） 岡本委員。
- （岡本委員長職務代理者） ここに出ている採択された、今度推薦されたけれども、採択されなかったというのものもあるのでしょうか。
- （足立原委員長） 教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 今回については、17個人、2団体ということで、全体で19の個人・団体でありまして、一定の方が選考委員会の中では採択ということで、過去ということでありまして、幾つか推薦が上がってきて、審査の段階において、ご意見をいただいて、採択にならなかったという例はあったようでございます。ただ、これは今どの程度ということはわかりませんが、要するに私どもも推薦等をいただくに当たりまして、ちゃんと協会等への説明をいたし、推薦を依頼をしますが、今例えば文化関係あるいはスポーツ関係ということになりますと、関係する所管課がスポーツ・文化振興課ということになりますので、その課長を通じてそういう調べる依頼をしております。あらかじめその協会のほうからも、課長のほうに一たん相談をしていただきまして、課長等からその確認をいただいていると

いった方法をとっております。従いまして、ほぼ全体の事前の審査をさせていただきましたのでということで、私どもはそういう手続を踏んでございますので、協会等のほうから上がってきて却下するようなことは、ないよう心掛け、事前に受ける段階において事前の確認ということで事務的にはさせていただきます、受取りをというような方法をとらせていただいているのが実態でございます。

以上です。

○（足立原委員長） 大八木生涯学習課長。

○（大八木生涯学習課長） それでは私も去年スポーツ文化振興課のときに、表彰の当然各団体から事務局を通しまして、各会の会長に推薦依頼を出しておりますが、その中で、要項にありますように、やはり年数がどうしても長くやっぴりの方が多いいということで、今は詰まっているようですけれども、どうしても年数というのは、多く対象となっています。ただそこで上がってきた中でも、その年数という多年という解釈が、私のほうではこういうことでしたらこうですよと言っているんですけれども、そうじゃない方も中には実際おられます。それは体育協会なら体育協会の中で、そこを確認をして、それで体育協会ということで教育委員会に推薦を上げるということですから、実際の中では年数が不測している場合は、上がってきたものを落とさせていただいているのも現状でございます。以上です。

○（足立原委員長） スポーツ・文化振興課長。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） 失礼いたしました。町文化協会の加盟団体は、22団体でございます。体育協会の団体でございますが、前年は22団体でありましたが、ここで柔道協会が退会しまして、21団体ということになります。

○（足立原委員長） 私のほうからの質問ですけれども、例えば今回、地区の健全育成会というところで活躍をされている方が上がってきておりますが、その推薦は区長さんに案内は上げてくれとは言っていると思うんですけれども、そこを通じて地区の健全育成会に入っているのか、もう直接地区の健全育成会は、区長さんから上がってくると。

○（足立原委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 健全育成会関係については区長さんと、それからあと健全育成会の代表の方に推薦の依頼をということで、両方に依頼をしまして上がってきているものであります。したがって区のほうでは区長さんと健全育成会役員の方、代表の方と調整・協議をしまして、基本的には健全育成会のほうから推薦をさせていただいているのが実態です。

○（岡本委員長職務代理者） わかりました。

○（平田委員） すみませんが、私は今回、この件は初めてなもので、またになってしまうんですけれども、今回、先ほど照心書道のほうから出たんですけれども、その方は、その同好会に在籍していらした方なのでこういう形になったのかなと思うんですが、会のほうからいくと次はだれかということがもうあるらしいんですね。大体、毎年やっていますと。ですから、先ほど岡本委員がおっしゃったでしょうか、かなり総合的な内容なんだけれども、こういう形に今はなって、先ほど岡本委員からありましたけれども、この方がお決めになったから来年はこうだというような、当たり前のような感覚でなってくると非常に、せっかく愛川町で表彰されているものですから、余り安直な感覚でこれが進むとどうなのかなというものがありますので、内容的なものはもうちょっと詰めていただいて、もっと有効にしていいただくといいかななんて考えているんですけれども、ちょっと感じます。それとあと、この2枚目の男の子ですか、中学生が持っている、こういうものは本当に立派なものだなと思いますので、中学1年生の近藤旭君、こういう立派な成績を残して、ぜひここで、こういう子を表彰していただいて、初めてのことなので、うちの子と誤ってしまっているかもしれないんですけれども、ちょっと本質的にはそんな思いを感じました。

○（足立原委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） まず第1点目の名称等につきましては、今私どものほうで各所管等を通じまして、団体等に照会する中で、もう10年以上超える方がほとんどですね。推薦がほとんど出てきたというようなことで、確認をとっております。したがって、これからはまた役員年数を積み重ねることにおいて、10年を経過した方が推薦をされてきて、またあわせて、今ご意見がありましたように、実際はその会としての役職等も含めて、その会をまとめていただいたという期間等を主に、またそういった面で推せんをいただくような方法をとっていききたいなということで、考えております。また来年等の形は、このような方法もお話をしていきたいなということっております。

次に、2点目のほうの近藤旭さんのことということでございますが、この関係につきましては、お手元の実施要領を先ほど説明させていただきましたが、この要領の改正をさせていただきます、ことしの1月15日に改正ということで、平成22年表彰に向けて、特にスポーツ関係団体等から、いろいろ中学生等を含めまして、愛川町を代表して大会のほうでよい成績を上げたことの例もございますので、そういった方々も、この教育委員会表彰の中に加えて、讃えていったらどうかというご意見もございまして、ことし、その要領の2ページにありますようなことで、（3）特にエでスポーツまたは文化活動においてということで、国

または地方公共団体が主催、共催または後援する大会等において優秀な成績を収めた町民の代表の団体で、次のいずれかに該当するものということで、以下これを加えさせていただいたという経緯でございまして、それに今回は近藤旭君が該当したということでもあります。そういうことも委員さんのほうからも、ご意見もいただいておりますことからの改正でありまして、今回対象とされた者を代表させていただいたということでございます。

○（足立原委員長） 岡本委員。

○（岡本委員長職務代理者） これはもちろん、こういう役をやっていただく方に啓蒙とかあらゆる意味で、非常に意義があるものだと思うんですけども、どなたがもらったからどうということではないんですけども、厚木市でも教育委員会表彰をやっているんですけども、随分大々的にマスコミ等に報じて写真入りで表彰者を紹介しているんですね。頑張った人を市として応援しているんだというのが、感じられるんですよ。本町はどうかというと、その辺が非常にある意味で地味過ぎるんじゃないかなと思うんです。先ほど、あんまり崇高なものだと、レベルもあると言いましたけれども、本来は大勢の方がいろいろな分野の方が、教育委員会のこの各表彰を受ける、それですそ野を広げていくと、そういう意味もあるんじゃないかというように思うんですよ。一方ではこういう長年おやりになった方を主とした表彰。

この条文を見ますと、多分この愛川町のができた当初が、公務員優先なんです。学校の先生とか役場の職員の方とか、そういう形でスタートしている文面なんです、これを読むと。その後いろんな方は、だんだん活動ができてきて、つながってしていただくというような文面にしか見えないわけ、見て、読んでいて。そのときのやっぱり残ってきたから、それはそれでいいんですけども、これはせっきくの表彰ですから、中学生とか、それからスポーツ団体とか、あるいは一般の方も組織に入らなくても、個人で挑戦された方もあるわけですね。世界を一人で歩いたり、愛川町にもいろいろいられますよね。そういう方なんかもいろいろ表彰という形にして、やはり町が、マスコミの時代ですから、ある程度愛川町もこういうことでやっているんだというのを、せっきくの表彰ですから、アピールする方法があればいいなという思いは、一方ではします。

以上です。

○（足立原委員長） これは私のほうから。スポーツのいい記録を出した方がいますね。随時表彰の規程をこれに入れて、そういう場合はもうちょっと早く表彰してあげたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですね。ここでやるよりも、ここまで待たないで、随時表彰する。

そういうものをこの文面の中に入れて、その人物に報償金なり、その方への思いもあるでしょうから、どうでしょうかね。こんなふうには僕は思うんですけども。

- （河内教育総務課長） 今、足立原委員長から話がありましたように、確かに厚木の場合は随時表彰ということで、特にそういった大会ごとにされておられるようであります。必要に応じて、それに準じてということで行っていく方法も一つの考え方であります。本町については今、教育委員会表彰ということでございまして、そういうご意見ということがございましたことは、今後の研究ということでさせていただき、またいろんな方法等もあるかということだと思いますし、その辺もちょっと具体的にこの委員会等のご意見を求めていくようなことになるかと思いますが、研究をいたしてまいりたいということで、お受け止めさせていただきたいと思います。

- （足立原委員長） ほかにありませんでしょうか。

それでは、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） それでは、質疑を終結をしたいと思います。

これより表決に入ります。

議案第1号「愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号「愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

- （足立原委員長） 次に、日程第4、議案第2号「平成23年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について」を議題といたします。

提案者は説明をお願いします。

教育長。

- （熊坂教育長） 提出議案第2号でございまして、ご存じのように、平成23年度からは小学校で使う教科書が大々的に変わってまいります。毎年方針を決めていただくわけですが、平

成23年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針につきまして、担当のほうから内容を説明いたしますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○（足立原委員長） 佐野教育開発センター指導主事。

○（佐野教育開発センター指導主事） 教育開発センター指導主事佐野です。

それでは、案をお示しさせていただきます。「平成23年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について」、読ませていただきます。

愛川町教育委員会は、平成23年度に町立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、採択権者としての権限と責任において、適正かつ公正な採択が確保できるよう、次のとおり採択方針を定める。

（1）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項に基づき、教科用図書採択地区内において種目ごとに教育の教科用図書を採択するために、教科用図書愛甲採択地区協議会を設置し、調査研究を行うこと。

（2）教科用図書の内容について十分かつ綿密な調査研究を行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

（3）採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障をきたす事態が生じないように努めること。

以上でございます。

続きまして参考資料ということで、次ページ以降につきまして若干のご説明をさせていただきます。

まず参考資料ということで「平成22年度教科用図書採択に係る日程について」、お話をさせていただきます。

まず4月ですけれども、愛甲採択地区協議会の設置の準備、そして本日、定例教育委員会で採択方針の決定をお願いしたいと思います。その後、協議会委員の選定・依頼。そして調査員候補者の選定・依頼を行います。

5月になりますと、第1回愛甲採択地区協議会を5月10日に行いたいと思います。その後、県から教科書目録の受領、また調査用教科書の見本の受領をいたします。調査員による調査研究の開始が5月20日、ここが調査員会になります。

6月になりますと、町教育委員による調査研究ということで、教科用図書展示会を6月い

っばい行いますので、こちらで実際、教育委員の皆さまにも教科用図書を手に取ってごらん
いただきたいと思いますと考えております。また各学校への研究依頼もお願いいたします。また県から
の調査研究の結果の受領、そして、調査員による調査研究を行います。この調査員による調
査研究というのは、5月20日をスタートといたしまして、5月、6月そして7月半ばには調
査員による調査研究のまとめをしていただきます。

続きまして、町教育委員会の教科用図書研究会が7月9日。こちらのほうで、学校からい
ただきましたご意見をとりまとめたいと考えております。そして第2回愛甲採択協議会が7
月21日。この場で調査研究の報告、また教科用図書の検討を行います。そして定例教育委員
会にて教科用図書の採択ということで、7月23日を予定させていただいております。

その後、県の教育委員会及び各小中学校へ採択結果の報告、そして需要数報告という流れ
になります。

1枚おめくりいただきます。

参考資料2ということで、「平成22年度の教科用図書採択に係る事務の流れ」ということ
で、チャート図でお示しをさせていただいております。

そして参考資料3、続きましてこの真ん中より下の部分をごらんいただきたいんですが、
「学習指導要領の改訂と小・中学校の教科書の検定・採択・使用の周期」ということですが、
今、学習指導要領は、小学校では平成23年度から全面実施、そして中学校では平成24年度か
ら全面実施となります。現在は移行期間ということになっております。

その下の教科書採択でございますが、小学校において平成22年度採択、そして23年度から
4年間使用することになります。中学校におきましては1年ずれまして、平成23年度に採択
を行いまして、平成24年度から4年間使用と、こういった周期になっておりますところをこ
こに書いております。

また1枚おめくりいただきまして、参考資料4ということで「教科書採択関連法令」とい
うことで、2ページにわたってお示しをさせていただきました。後ほどごらんいただきた
いと思います。

続きまして、またおめくりいただきまして、参考資料5になります。「平成22年度 神奈
川県教科用図書愛甲採択地区協議会規約」ということで案をお示しいたします。この教科書
の採択地区協議会は、かつては厚木市、愛川町、清川村と1市1町1村で行っておりました
が、22年度からは愛川町、清川村で愛甲採択地区協議会を設立することになります。厚木市
におきましては、教科書採択検討委員会という名称で行います。

この規約の要点をお話をさせていただきます。まず第1条の目的でございますが、平成23年度使用教科用図書について協議し、種目ごとに同一の教育教科用図書を採択するために、共同調査及び研究を行うことを目的とする。つまり、愛川町と清川村が同じ採択地区になりますので、愛川町と清川村が同じ教科書を使うことになります。

第2条、神奈川県教科用図書愛甲採択地区協議会と称する。

第3条、設置者ですけれども、愛川町教育委員会、そして清川村教育委員会となります。

続きまして第4条、委員の構成でございますが、各町村教育委員会の代表、これにつきましては、教育委員長さん、教育長、指導主事、この3名が教育委員会の代表となります。②校長会の代表、③教育研究会の代表、④教員の代表、⑤保護者代表となります。保護者の代表につきましては、PTAの会長さん等にこれからご依頼申し上げます。

第5条、会長。協議会の会長は愛川町教育委員会の教育長。それから第9条、庶務に関しましては、会長の属する愛川町教育委員会において処理することになります。

第10条、調査員でございますが、協議会に厚木市採択検討委員会と合同の調査員を置くとしております。先ほどもお話ししましたけれども、厚木市は採択検討委員会、愛川町と清川村は合わせまして採択地区協議会と、別々の採択をするわけでございますが、調査につきましては、厚木市と愛川町、清川村が合同で調査員を置くことで行いたいと考えております。

続きまして、次のページの参考資料6、採択検討委員会、厚木市を左側に示させていただきます。採択地区協議会は右側ということで、この厚木市と愛川町の間には1本線が太く入るとお考えいただきたいと思っております。厚木市の採択検討委員会は10名または11名、愛川町と清川村で設置します愛甲採択地区協議会につきましては7名ずつで、合計14名で行いたいと考えております。

参考までに、昨年度までの厚木市も含めた愛甲採択地区協議会におきましては、合計25名となっていました。その下の調査員会につきましては、厚木市と合同で設置いたします。調査員の数はここにも書いてありますが、発行者の数等を勘案しまして、国語、社会、算数、理科については合計4名、それ以下につきましては3名と考えています。厚木市につきましては3名ないし2名、愛川町については1名ずつ、理科と保健につきましては、清川村から1名ずつを出していただきまして、合同で調査に配属し、新しく発行される教科用図書について調査を行うと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○（足立原委員長） 説明ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、岡本委員。

- （岡本委員長職務代理者） 厚木市と愛川町と清川村のバランスもあると思うんですけども、参考資料6の各組織と、愛川町が理科と保健ですか、この調査員が見られない。その分、清川村が補うということのようですけども、これは理解が得られないので、町としてはいいんですかね。いない人というのは。
- （足立原委員長） 佐野指導主事。
- （佐野教育開発センター指導主事） 愛川町と清川村合わせまして、各教科に1名いるということで、この1名の方が採択地区協議会で報告をしていただくということになります。町と村で合同の採択地区協議会でありますので、教科に1人いれば問題はございません。
- （岡本委員長職務代理者） どの教科にもね。
- （佐野教育開発センター指導主事） はい。全ての教科に1人が当たっていただき、報告をしていただくという形をとらせていただきますので、問題はございません。
- （岡本委員長職務代理者） はい、わかりました。
- （足立原委員長） ほかにございませんか。

今年度からこういうふうに分かれたわけですけども、協議会は今、調査員が合同でやる。それでは、質疑がありませんので、質疑を終結したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第2号「平成23年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について」の採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号「平成23年度愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の方針について」は、原案のとおり可決されました。

◎その他

- （足立原委員長） 次に日程第5の「その他」の（1）教育委員会表彰の役割分担についての説明をお願いいたします。

河内教育総務課長。

- （河内教育総務課長） それでは、お手元に教育表彰の役割分担ということで案をお示しをさせていただいております。お出しをいただきたいと思います。

ここに「式次第」ということですが、22年4月29日、木曜日になります。開始時間につきましては、午前9時30分を予定させていただいております。大変恐縮でございますけれども、開式のことばから、以下6の閉式ことばまで、教育委員さんの役割ということで、本日ここで提案をさせていただき、確認し、ご了承いただければということでございます。

まず1の開式のことばでございますが、従来どおり職務代理の方ということになりますので、岡本弘之委員をお願いしたいと思います。

それから町民憲章の唱和ということでございますが、こちらについては今までの経緯等も含めまして、八木一郎委員をお願いをしたいと思います。

3番の教育委員長のあいさつについては、委員長をお願いをいたしているわけでございまして、足立原委員長をお願いをいたします。

それから4番の表彰でございますが、この贈呈は委員長から贈呈ということで、お願いをいたしたいと思います。

それから、これは参考でございます来賓祝辞については、愛川町長、また議会議長、それから神奈川県議会議員の馬場議員ということで、この3名の方に祝辞をいただく予定でございます。

それから最後になりますが、6番に閉式のことばということで、平田明美委員をお願いをいたしたいということで、過去の例も含めまして、このような役割分担を案として提示をさせていただきますので、これでご了承いただきたいということで、説明といたします。

- （足立原委員長） ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑、ご意見のある方はお願いいたします。

- （岡本委員長職務代理者） ちょっと細かい点を伺いたいですけれども、式の項目がこれしかないからしょうがないと思うんですけれども、教育長さんの出番がどこにもないんだよね。教育長も教育委員だからね、項目がこれしかないから、しょうがないと言えばしょうがないのかな。ちょっと感じたので。

- （足立原委員長） ほかに何かございませんか。

- （足立原委員長） ご意見、ご質疑がありませんので質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（１）教育委員会表彰の役割分担については、ご了承をお願いいたします。

- （足立原委員長） 教育長。

- （熊坂教育長） ご了承していただきたいことがございますので、お話をしたいと思います。

愛川町の文化財保護委員さんの名簿がお手元に届いているかと思いますが、3月のときにご承認いただきましたときには、1名まだ決まっておられませんでした。その後、いろいろ交渉をいたしまして、7番目、平本明夫さん、三増に今お住まいの方ですが、ご了承をいただいております。専門分野が民族芸能とあるんですが、前の委員さんの関係ですと、平本敏さんという方がいらっしゃったんですが、その方がやはり三増の獅子舞に関係があるということで、高峰地区で民俗芸能を考えたときには、やはり三増の獅子舞ということが外せないだろうというようなことから、お願いをいたしました。この平本明夫さんのお宅は、三増の獅子舞が宿として、ずっとやられているお宅なんです。細かくお話ししますと、上の蔵と下の蔵というのがありまして、1年おきに出発する宿をつとめておられます。それで道具も1年おきにその蔵を借りて収納をしておく、そういうしきたりがあるんだという。ちなみに上の蔵のほうは、水越さんのお宅、それから下の蔵がこの平本明夫さんのお宅ということで、そんな関係がありまして、前の平本委員さんとも相談をし、平本明夫さんに内諾をいただいたところでございますので、お認めいただけたらと思います。

- （足立原委員長） このたび教育長からご提案がございました。愛川町文化財保護委員の1名の欠員のところの補充が、平本明夫氏ということになりますけれども、これについてご異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （足立原委員長） それでは、ご異議ないものとして、ご了承をお願いいたします。

以上をもちまして、4月定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって、4月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。